

委員会提出議案第2号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月19日提出

議会改革特別委員会

委員長 田中副武

提案理由

議員の市内公務における費用弁償（交通費相当）を支給するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が職務を行うため<u>市外に</u>旅行した場合には、別表に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p><u>2 議長、副議長及び議員が議会の本会議、下呂市議会委員会条例（平成16年下呂市条例第183号）の規定による常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、下呂市議会会議規則（平成16年下呂市議会規則第1号）第166条の規定による全員協議会等に出席したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。</u></p> <p><u>3 前2項の費用弁償は、議長、副議長及び議員が公用車により全路程を旅行したときは、支給しない。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が職務を行うため旅行した場合には、別表に定める額を費用弁償として支給する。</p>

改 正 後			改 正 前		
区分	議員報酬 月額	費用弁償		別表（第2条、第4条関係）	
		市外	市内		
議長	370,000円	<u>下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）に規定する市長に支給する旅費の例による。</u>	<u>下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）に規定する非常勤の特別職の職員に支給する費用弁償のうち「市内（1日につき）」の区分を適用する。</u>	議長	<u>市長に支給する旅費の例による。</u>
副議長	300,000円			副議長	300,000円
議員	270,000円			議員	270,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市議会議員の市内公務における費用弁償（交通費相当）について、「下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に規定する非常勤の特別職職員の費用弁償の計算方法を適用し支給するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市議会議員の市内公務における費用弁償（交通費相当）の支給対象とする会議等を定めます。

(第4条関係)

(2) 下呂市議会議員の市内公務における費用弁償（交通費相当）について、下呂市非常勤の特別職職員の費用弁償の計算方法（片道2キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき20円として往復で計算）を適用することを定めます。

(別表関係)

(3) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)